

一宮町プレミアム付商品券取扱事業者(登録店)募集要項

令和6年6月

一宮町商工会(以下「商工会」という)が発行する、一宮町プレミアム付商品券を取り扱う事業者(以下「登録店」という)を下記により募集します。

1. 目的

原油価格・物価高騰の影響を受けた地域住民に対して、地域の実情に合わせた必要な支援を実施するため、店舗で利用できるプレミアム付商品券を発行・販売する。

2. 一宮町プレミアム付商品券(商品券)の発行について

○名称 **一宮町プレミアム付商品券**(以下「商品券」という)

○発行 一宮町商工会

○商品券の態様

1冊 500円券26枚綴(うち16枚一般商店専用券、10枚大型店・一般商店併用券)

1冊1万円で販売。(額面13,000円 3,000円のプレミアム付)販売数3,600冊

○商品券発行の概要

①町民ひとり当たり1冊(1万円)まで購入可。購入申込書(仮称)を全戸に**郵送配布**

(ただし、購入申込み多数の場合は抽選)

購入券と現金を添えて、一宮町商工会で販売。(11月上旬頃から販売開始予定。なくなり次第終了。)

・**発行総額 商品券の額面 46,800,000円** (予定)

3. 商品券の利用について

○登録した取扱店(以下「登録店」という)に限り利用可能。

○使用期間 **2024年11月1日～2025年1月15日まで**

4. 商品券の取扱いについて

○商品券を現金化することはできません。

○商品券の額面に満たない利用のときの釣銭は支払えません。

○商品券の額面を越える利用のときは、不足分は現金等で受け取って下さい。

○使用期間が過ぎても使用されなかった商品券は無効とし、払い戻しは一切されないため、受け取らないで下さい。

○次のものは商品券の利用対象になりません。

・国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、ガス、水道料金、公営ギャンブル)

・金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの

・土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い

・現金との換金、金融機関への預け入れ

・電子マネーへの入金

・インターネットや通販などによる買い物に対する支払い

・生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い

・たばこ(たばこ事業法第36条1項において禁止されており、販売した場合は30万円以下の罰金が科されることがあります。)

・事業活動に使用する備品や原材料など仕入れにあたる物への支払い

・医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)

・当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証法(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入

・商品及びサービスの引き換え金等代金を前払いするものうち商品券の使用期限(2025年1月15日)を超えるもの

・取扱店が使用対象外とするもの、または使用を制限している商品

5. 参加資格

○**一宮町内に店舗または事業所を有し**、次の項目に該当しない事業所であること。

・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反するもの。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者。

・役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

※大型店(店舗面積が概ね500㎡以上)は一宮町商工会への加入をお願いしています。

6. 登録の申請

取扱事業者としての登録を行おうとする者は、別紙「一宮町プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」(以下「申請書兼誓約書」)に署名・捺印し必要事項を記入の上、商工会に申し込むものとする。昨年度申込みがあり、且つその内容に変更がない場合は、電話等による申込みも可とする。

7. 申請書兼誓約書の受付期間

取扱事業者としての登録を行おうとする者は、下記の期間内に申請するものとする。

(1)受付期間 **2024年7月10日(水)まで**

以後も受け付けますが、チラシ掲載不可。

(2)受付時間 午前9時から午後4時(但し12:00～13:00 土、日、祝日を除く)

(3)受付窓口 **商工会2階事務所**

(4)持参するもの ①申請書兼誓約書 ②通帳又は通帳見開き部分のコピー

③印鑑(法人の場合は代表印)

④法人:商業登記簿謄本等、営業許可証、確定申告書のいずれか

個人:確定申告書・決算書、営業許可証、開業届のいずれか

※④の書類は**商工会員のみ不要**

※昨年度申込みの場合は申込み手続きの簡略化も可能。

8. 登録

商工会は6により申請のあった事業者が登録資格を有することを確認の上、一宮町プレミアム付商品券取扱登録事業者としてチラシ・ホームページ等に掲載する。なお、登録手数料は無料とする。

9. 登録取消

登録店としての登録を取消したい者は、「一宮町プレミアム付商品券取扱事業者取消願」に記名・押印し、商工会に申し出るものとする。

10. 取扱期間(一宮町プレミアム付商品券でお買い物ができる期間)

登録店は応援券を持参した者に対し**2024年11月1日(金)から2025年1月15日(水)**に限り、券面記載相当額の物品の販売、あるいは役務の提供を行い**取扱期限を経過したものは無効**とする。

11. 換金(商工会で換金をすること。期限は2025年1月28日(火)まで)毎週火曜日とする。

10の取引により、商品券を取得した登録店は「商品券換金請求書(以下「換金請求書」)に記名・押印し、使用済みの商品券を添えて商工会に換金を申し出るものとする。なお、再流通を防止するため、**当該券裏面に登録店名を記載し(ゴム印可)、必ず1枚ずつ切り離して持ち込むこと。**

※**計数機を使用するので商品券の冊子のままではお取扱いできません。**ご協力をお願いします。

換金の請求期間は、**2024年11月12日(火)から2025年1月28日(火)まで**とし、請求期間以後の請求は一切認めないものとする。券面金額は登録店が指定する銀行口座に振込により支払い、**換金手数料及び送金等に要する費用は無料**とする。

※**換金の時間**は、午後から受付内容の確認及び送金業務を行うため、**換金日(毎週火曜日)の9時から12時までです。**(働き方改革による、休憩時間の一斉取得のため換金業務の終了が12時を超えたときは、13時まで換金業務をお取り扱いできません。時間に余裕を持ってお越しく下さい。)

12. 責務

登録店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)登録店であることが消費者にわかるよう、見やすい場所に商工会が交付する登録店ポスター等の掲示を行うこと。

(2)通常の注意をもってすれば偽造されたものとわかる券あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されることが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。尚その際、その事実を速やかに商工会に通報すること。

(3)事業者の商品(原材料)の仕入れの支払いなど、業者間の決済に商品券を使用する、事業者や関係者が商品券を購入し、自店で回収したことにして換金し、利益とする行為は絶対に行なわない。

(4)受け取った商品券の盗難・紛失については登録店の責任とする。

【問い合わせ先】

一宮町商工会

〒299-4301 千葉県長生郡一宮町一宮 3002-1

TEL: 0475-42-3089 FAX: -0475-42-5629

URL: <https://www.1nomiya.com/>

MAIL: info@1miya-chba.com